

## 公務災害補償等認定委員会 会議録

### 1 日 時

令和7年6月6日（金）～令和7年6月16日（月）

### 2 開催方法

書面開催

### 3 委員

委員長 木下 真由美  
委員 廣澤 信作  
委員 岡 満  
委員 浅川 共子  
委員 根岸 節子

### 4 議事の要領

#### （1）事案1について

##### <質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

自転車ごと転倒したことにより本件傷病が発症したことは認められ、画像から右上腕骨近位端が欠けて完全にずれていることが確認でき、リハビリには相当の時間を要するため、療養期間が長期であるのはやむを得ないと考えられる。

##### <意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

#### （2）事案2について

##### <質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

転倒しかけた際に左膝を捻ったことにより本件傷病が発症したことは認められ、画像から特段変性は見られず素因・基礎疾患があるとは言えない。

さらに、レセプトから膝の既往は確認できないため、10日前の両変形性膝関節症は気にしなくてよいと考えられる。

##### <意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

(3) 事案3について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

足を踏み外した際に左足を捻ったことにより本件傷病が発症したことは認められ、治療期間も妥当であると考えられる。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

(4) 事案4について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

自転車に乗った状態から転倒したことにより本件傷病が発症したことは認められる。

レセプトから頸部捻挫の既往は4回確認できるが、いずれも挫傷と併せて診断されていることから、本件と同様に外傷によって負傷したものと考えられるため、素因・基礎疾患とまでは言えない。

<意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

(5) 事案5について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

死体検案書に開頭血腫除去手術を行ったとあるため、転落した際に頭部を打ったことで出血があったと確認できる。脳挫傷は程度によって異なるが、本人は救急搬送後も意識不明状態が続き、脳挫傷による重度の意識障害があったため、直接死因は脳挫傷と考えられる。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	意見
事案1	通勤災害に該当する。

事案 2	通勤災害に該当する。
事案 3	公務上の災害と認められる。
事案 4	通勤災害に該当する。
事案 5	公務上の災害と認められる。